

日立グループ サステナブル調達ガイドライン - ダイジェスト版 -

2025年5月

株式会社日立製作所
バリュー・インテグレーション統括本部
サステナブル調達本部

ダイジェスト版発行の背景

本ダイジェスト版は日立グループ サステナブル調達ガイドラインの概要を記載しており、調達パートナー*である貴社の皆様にて認知・理解を向上いただくことを目的としています。

本ダイジェスト版で日立グループ サステナブル調達ガイドラインの全体概要とともに重要事項をご理解いただきつつ、以下のリンクに掲載するサステナブル調達ガイドライン本文をご確認いただき、行動規範の各内容の遵守をお願いいただけるようお願いいたします。

 日立グループ サステナブル調達 ホームページ 

 日立グループ サステナブル調達ガイドライン 

*日立グループの全ての調達における直接取引先を意味します。



01

日立グループの方針と サステナビリティへの 取り組み

目的：

日立グループにおける取り組みを紹介し、行動規範の内容への理解を促進いただくため

A) 日立グループ全社方針と取り組み

1. 日立グループ・アイデンティティ
2. 日立グループ企業倫理・行動規範
3. 日立グループ人権方針
4. 環境ビジョンと環境長期目標

B) 日立グループ調達方針

1. 日立製作所調達取引行動指針
2. 日立グループの責任ある鉱物調達方針

02

日立グループ 調達パートナー行動規範

目的：

調達パートナーの皆様に遵守をお願いする事項を理解いただくため

はじめに

- 法律、規則、規制の遵守
- サステナビリティに関する調査票への回答や訪問監査の受諾
- 本行動規範への不遵守時の報告
- 貴社のサプライヤー・下請け業者においても行動規範の遵守を要請

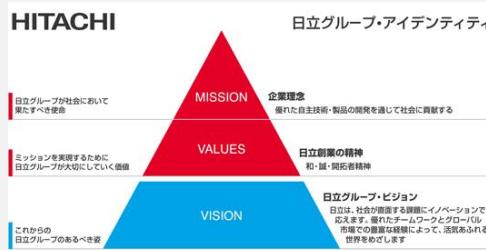
行動規範

- A) 労働
- B) 安全衛生
- C) 環境
- D) ビジネス倫理
- E) 品質・安全性
- F) 個人情報、および機密情報の漏洩防止
- G) マネジメントシステム

“日立グループの方針とサステナビリティへの取り組み”におけるハイライト

A) 日立グループ全社方針と取り組み

日立グループ・アイデンティティ



日立グループ企業倫理・行動規範



本行動規範に従うことにより、以下のことが実現できます。

- ・ 日立の規則および法令遵守
- ・ 誠実かつ倫理的行動
- ・ 本行動規範が適用される者に対して日立が期待することを理解

日立グループ人権方針



日立グループは、バリューチェーン全体におけるすべてのビジネス・パートナーおよび日立グループの事業、製品またはサービスに直接影響を及ぼす可能性のあるその他関係者も、人権を尊重し、侵害しないことを期待します。

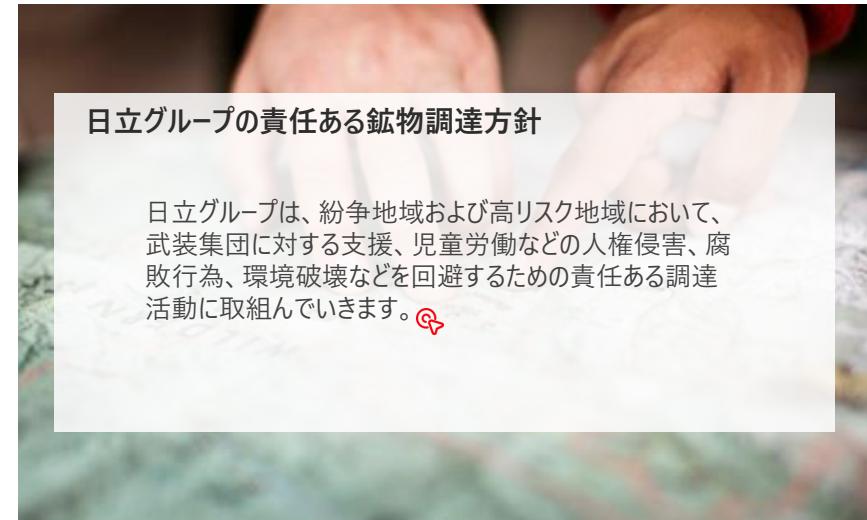
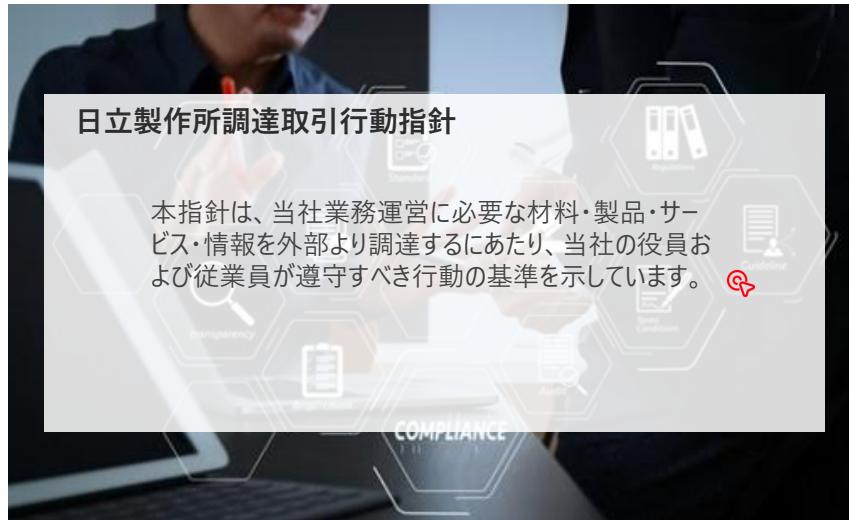
環境ビジョンと環境長期目標



日立は、世界的に深刻化する環境課題の動向と自社の経営方針を踏まえ、長期的な視点でめざす社会の姿を明確にした「環境ビジョン」を定めています。

“日立グループの方針とサステナビリティへの取り組み”におけるハイライト

B) 日立グループ調達方針



“日立グループ 調達パートナー行動規範” とは何か？

日立はバリューチェーンにおいて、サステナビリティを重視した事業活動を発展させていくことが、調達パートナー*と日立グループの相互繁栄に繋がっていくと考えています。

“日立グループ調達パートナー行動規範”は全調達パートナーの皆様に遵守をお願いする事項を記載しており、次ページから各章の概要をご説明しております。

以下の4つポイントは日立が調達パートナーの皆様への基本的なお願いになります。万が一、本行動規範への重大な違反があった場合、日立は契約の終了、違反に対する法的責任を検証するなどの措置をとる可能性があります。

*日立グループの全ての調達における直接取引先を意味します。

遵守

日立グループ サステナブル調達ガイドラインへの遵守

すべての事業活動で、適用される法律、規則、および規制への遵守



質問表 & 監査

調査票への回答や訪問監査の受け入れ

調査票や訪問監査において特定された事項への改善・向上の取組み



報告

本行動規範に遵守できない、重大なリスクが既に発現している、あるいは高い可能性で発生することが見込まれる場合には直ちに日立に報告し、対応について協議し、合意



対象

日立と直接取引のある貴社、および貴社のサプライヤー・下請け業者においても行動規範への遵守



A. 労働

- 労働者的人権を尊重し、尊厳をもって接することに責任を持ち、人権侵害がないことを保証

01 強制労働の禁止

02 若年労働者・児童労働の禁止

03 労働時間

04 賃金および福利厚生

05 差別の排除/ハラスメントの禁止/人道的待遇

06 結社の自由および団体交渉

07 土地の権利

› ハイライト

強制労働の禁止

拘束(債務による拘束を含む)または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隸または人身売買を含むが、これに限定されない、あらゆる形態の強制的な労働は認められません。(例: 外国人労働者)



若年労働者・児童労働の禁止

児童労働は、製造を含むいかなる事業活動においても使用してはなりません。ここでいう「児童」とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、もしくは国の最低雇用年齢のうち、最も高い年齢に満たない者を指します。



労働時間

時間外労働を含む労働時間は、現地法令で定められている上限を超えてはなりません。また現地法令が存在しない場合は、1週間の労働時間が時間外労働を含めて週60時間を超えないものとします(緊急時や非常時を除く)。すべての時間外労働は自発的なものでなければなりません。



詳細は[こちらをクリック](#)



B. 安全衛生

- 業務上の怪我や病気の発生率を最小限に抑えることに加えて、安全で衛生的な作業環境を整備
- 職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、労働者からの意見収集と労働者への教育を実施

01 労働安全衛生

02 緊急時への備え

03 労働災害および疾病

04 産業衛生

05 身体に負荷のかかる作業

06 設備に関する安全対策

07 衛生設備、食事、および住居の提供

08 安全衛生関連事項の伝達

» ハイライト

緊急時への備え

潜在的な緊急事態および事象を特定、評価し、その影響を、緊急事態発生の報告、従業員への周知および避難手順、労働者の教育訓練を含む、緊急対策および対応手順を実施することにより、最小限に抑えなければなりません。



労働災害および疾病

労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告するために、手順および仕組みを整備してください。

労働者が労働災害や疾病の状況が緩和されるまで復帰しないことを許可しなければなりません。



安全衛生関連事項の伝達

労働者の母国語または理解できる言語で、特定したあらゆる危険源について、適切な職場の安全衛生に関する情報とトレーニングを労働者に提供しなければなりません。



詳細はこちらをクリック



C. 環境

- 環境に対する責任が、企業活動を行う上で不可欠であることを認識
- 公衆の安全衛生を守りながら、事業活動において、地域社会、環境、および天然資源への影響を特定するとともに、負の影響を最小限に抑える

01 環境許可とその報告

02 温室効果ガスの管理・削減

03 サーキュラーエコノミーへの貢献

04 汚染防止と省資源

05 有害物質

06 大気への排出

07 資材の制限

08 水の管理

09 生物多様性や生態系などの保全

» ハイライト

温室効果ガスの管理・削減

科学的根拠に基づき、日立の温室効果ガス削減目標に沿った温室効果ガス総量削減目標を設定し、進捗含めて日立へ報告するものとします。



サーキュラーエコノミーへの貢献

事業活動において、廃棄物の特定、管理、削減、および責任をもって廃棄またはリサイクルなど有効活用を積極的に実施し、体系的なアプローチにより資源利用効率の改善に努めるものとします。



水の管理

水源、水の使用・排出を文書化し、特性評価し、監視するほか、節水の機会を模索し、汚染経路を制御する水の管理を実施するものとします。



詳細は[こちらをクリック](#)



D. ビジネス倫理

- 社会的責任を果たし、市場価値を高めるため、本章各項の遵守により事業活動における透明性を確保し、説明責任を全うする

01 贈収賄および汚職の防止

贈答品（現金、現金同等物を含む）や接待の提供または受領

正確な財務記録の維持

安全保障貿易管理

05 公正な競争

マネーロンダリングの防止

07 利益相反の特定・管理

情報の開示

知的財産

告発者の保護と報復の排除

責任ある鉱物の調達

› ハイライト

贈収賄および汚職の防止

贈収賄および汚職を防止し、適用される贈収賄および汚職防止に関する法令を遵守すること。



公正な競争

公正に競争し、貴社が日立と、または日立から委託を受けて事業活動を行うすべての国と地域の競争法を遵守すること。



利益相反の特定・管理

利益相反を特定・管理し、個人の利益、社外での活動、金銭的利害関係が日立の活動に関連する利益と相反するかまたは相反する可能性が疑われる状況を回避すること。



詳細は[こちらをクリック](#)



E. 品質・安全性

- ・ 製造企業として製品設計時に十分な製品安全性を確保できる設計を行う
- ・ 製品の安全や安全規格に関する法規制への遵守

01 製品安全性の確保

02 品質保証活動の推進

▶ ハイライト

製品安全性の確保

製品設計を行う際には十分な製品安全性を確保できる設計を行い、販売するものとします。また、製品安全性に関する法令や安全基準等が求める内容を遵守してください。



品質保証活動の推進

品質保証方針を策定し、その方針に基づいたPDCAサイクルを回しながら継続的改善を行う品質保証活動を進めるものとします。



詳細はこちらをクリック



F. 個人情報、および機密情報の漏洩防止

- 適用される法律、規則、および規制を遵守してコンピュータ・ネットワーク上の脅威が社内外に影響を与えることを防ぐための対策を講じる
- ビジネスに携わる全ての者の個人情報、プライバシーを合理的に保護することに取り組む
- 個人情報が不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩することがないことを保証

01 サイバー攻撃を含むコンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御

02 プライバシーの保護

03 個人情報漏洩防止策の策定

04 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止策の策定

» ハイライト

プライバシーの保護

サプライヤー、顧客、消費者、および労働者など、ビジネスに携わる全ての者の個人情報、プライバシーを合理的に保護することに取り組まなければなりません。



個人情報漏洩防止策の策定

個人情報が不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩することがないように、労働者が遵守すべき規範や方針を策定しなければなりません。



詳細は[こちらをクリック](#)



G. マネジメントシステム

- ・ 貴社の事業およびサプライチェーンを厳重に監視する
- ・ 行動規範の内容に関連する範囲でマネジメントシステムを導入、または構築

01 企業のコミットメント(宣言)

02 経営者の説明責任と責任

03 法的要件および顧客の要件

04 リスク評価とリスク管理

05 改善目標

06 トレーニング

07 コミュニケーション

08 労働者/ステークホルダーの関与と救済へのアクセス

09 監査および評価

10 是正措置プロセス

11 文書化と記録

12 サプライチェーン上流のサプライヤーへのデューディリジェンスの実施

» ハイライト

企業のコミットメント(宣言)

デューディリジェンスと継続的な改善に対する貴社のコミットメントを明記した人権、安全衛生、環境と倫理に関する方針を確立し、経営層から承認をうけること



是正措置プロセス

社内外の監査や評価、苦情報告(グリーバンスマカニズム)、点検、調査、および審査によって特定された不適合をタイムリーに是正するためのプロセスを確立し、必要に応じて是正措置を講じること

サプライチェーン上流のサプライヤーへのデューディリジェンスの実施

サプライチェーン上流のサプライヤーに対して、取引開始前に、本行動規範の要件を伝達し、当該企業へのデューディリジェンスを実施し、発見されたリスクを軽減すること

詳細はこちらをクリック



HITACHI